

第3章 豊川市が目指す姿

1 本計画策定の視点

(1) 環境政策の基本姿勢について

視点① 持続可能な開発目標（SDGs）を意識した計画づくり

2015年9月の国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この2030アジェンダは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17のゴールと169のターゲットが設定されています。

SDGsの17のゴールと169のターゲットは相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決することや、一つの行動によって複数の側面における利益を生み出すことを目指すという特徴を持っています。

環境行政の究極目標である持続可能な社会の実現に向けて、相互に関連している環境・経済・社会の課題の同時解決、環境・経済・社会の統合的向上のため、持続可能な開発目標（SDGs）を意識した計画づくりに取り組むことが重要です。

視点② 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）との統合

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として、豊川市の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出削減等を行うための施策をとりまとめた「豊川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を平成27（2015）年3月に策定しています。

計画では、地球温暖化対策の推進に関する法律に定められた義務的記載事項を含む具体的な取組について、「豊川市環境基本計画」における環境目標を共有する考え方で対策・施策を推進しています。

環境基本計画と地球温暖化対策実行計画は個別に計画策定されているものの、取組の推進や計画の評価は同一であるため、地球温暖化対策実行計画は計画期間を令和2（2020）年度までとしています。次期環境基本計画の策定と併せて改訂し、統合することにより、より効果的・効率的な計画推進、進行管理を目指すこととします。

(2) 豊川市の目指す姿について

視点③ 将来像の継承と市民意識調査等を踏まえた環境像の見直し

基本理念に基づき設定されている将来像「環境行動都市 とよかわ ～次世代に誇れるまちをつくらう～」については、環境行政の究極目標である持続可能な社会の実現に向けた、長期的かつ普遍的なテーマであることから、本計画においても基本的には継承していくことが望ましいと考えています。

一方で、将来像を分野毎に具体化した環境像については、各分野において、国や愛知県、本市の

上位・関連計画の策定・改定が行われるなど、それぞれの環境を取り巻く状況が大きく変化していることから、基本理念や将来像、環境の現況等を十分に踏まえ、必要に応じて見直しを図ることが重要です。

また、市民の環境基本計画に対する認知度が低いというアンケート調査の結果を踏まえ、市の環境政策への理解を深め、市民一人ひとりが環境に関する取組の当事者、担い手であるという自覚を促すため、特に、次代を担う子どもたちの意見を踏まえ、将来像のサブタイトル（次世代に誇れるまちをつくろう）を再設定することとします。

視点④ 環境像・環境目標の実現を評価する環境指標の検討

現行計画では、環境目標毎に環境指標と目標値が設定されており、環境指標には、どれくらいの施策・事業を行ったかを測る「アウトプット指標」だけでなく、どれくらいの成果が上がったかを測る「アウトカム指標」も設定されています。

本計画においても、環境像あるいは環境目標に対して、その実現状況を適切・的確に評価できる「アウトカム指標」を設定することが重要です。

(3) 環境施策の推進について

視点⑤ 環境政策の根幹となる取組の着実な推進

環境政策は、公害問題から始まり、気候変動問題、廃棄物問題、生物多様性問題などへと広がりを見せ、それらへの対策として各分野における政府の個別計画が策定され、対策が進められています。その一方で、まだ取組が十分でない点もあり、引き続き、各分野の対策を着実に推進するとともに、対応が不十分な点については対策を強化する必要があります。

本市においても、「豊川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「豊川市緑の基本計画」、「豊川市一般廃棄物処理基本計画」など、分野別の個別計画に基づき、環境政策が進められています。こうした分野別の取組は、環境政策の根幹を成すものであり、環境政策の最上位計画である「豊川市環境基本計画」において、ゆるぎなく着実に推進していく必要があります。

特にごみ問題については、市民の関心が高い一方で、1人1日当たりごみ排出量が県内市平均を上回っていることや、令和元年10月1日の「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行といった社会情勢も踏まえ、重点的に推進していく必要があります。

視点⑥ 「緩和」「適応」両輪による地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策には、温室効果ガス排出量の削減や、省エネルギーなどの低炭素社会の実現に向けた取組を進めることで、地球温暖化の進行を抑制しようとする「緩和策」と、地球温暖化による気候変動がもたらす悪影響への備えや被害を軽減するための取組、新しい気候条件を利用する取組といった「適応策」があります。

本市では、環境指標に位置づけている市域からの温室効果ガス排出量（全体及び民生家庭部門）について、着実に削減されているものの目標値には達成していません。また、民生業務部門では増加傾向にあり、運輸部門においては減少から増加に転じてしまっています。日常生活に起因する温室効果ガス排出量の削減、製品・サービスの提供にあたってのライフサイクルを通じた環境負荷の低減に向けて、「緩和策」の更なる推進が必要です。

令和元年6月に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、最終到達点として「脱炭素社会」が掲げられています。本市においても、脱炭素社会の実現を見据えながら、まずは低炭素社会の確実な実現を目指していく必要があります。

「適応策」については、平成30(2018)年6月に「気候変動適応法」が成立し、同年12月1日に施行されています。同法では、地方公共団体の責務として「その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進」が定められています。現在生じており、さらに将来予測されている気候変動の影響、被害の回避、軽減を図るため、気候変動適応法第12条に基づく「豊川市気候変動適応計画」を策定・統合し、本市における「適応策」の考え方を示し、「緩和」「適応」両輪による地球温暖化対策を推進することが重要です。

視点⑦ 分野横断的、広域連携等による重点プロジェクトの設定

現行計画では、5つの環境像で展開されている施策のうち、特に課題の重要性が高く、重点的に取り組むべき施策を重点施策として位置づけ、推進していくこととしています。

「第五次環境基本計画」では、持続可能な開発目標(SDGs)の考え方も活用しながら、分野横断的な6つの重点戦略を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の同時解決を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす新たな成長につなげていくこととしています。

本計画においては、こうした考え方を踏まえ、相互に関連している環境・経済・社会の課題の同時解決、環境・経済・社会の統合的向上に向けて、分野横断的な重点プロジェクトを設定することが重要です。

(4) 環境基本計画の認知度・理解度の向上に向けて

視点⑧ 環境問題を「自分のこと」として捉える場や機会の提供

将来像である「環境行動都市 とよかわ」の実現にあたっては、市・市民・事業者がそれぞれの役割分担のもとに、考え・行動することで、良好な環境、持続可能な社会を守り・創造していく必要があります。

こうした中、アンケート調査において、豊川市環境基本計画について「知らない」という回答が市民で約7割、事業者で約6割という結果でした。市の取組だけでなく、市民や事業者の役割についても記載している計画の認知度を高めることは、意識や行動を転換していく上で非常に重要です。

同様にアンケート調査において、市民が現在は実行していないものの、今後実行したいと回答した環境保全の取組として、自然とふれあう活動、環境教育・環境学習の活動、環境に関する取組の情報収集などがあります。また、環境保全の取組をより積極的に行うために必要なこととして、取組による効果やメリットという意見のほか、楽しみながら取り組むこと、みんなで取り組むことという回答割合が高くなっています。

こうしたことを踏まえ、豊川市環境基本計画の周知・啓発により、環境にやさしい行動を促すとともに、ESD(持続可能な開発のための教育)の推進、様々な主体による環境教育・環境学習の推進、連携・パートナーシップの構築、ネットワークづくり、環境教育等の推進に向けた環境調査結果や各種環境情報の一元的な提供など、環境問題を「自分のこと」として捉える場や機会の提供が重要です。

2 基本理念及び基本方針

本計画は、豊川市環境基本条例の基本理念、基本方針の実現に向けた環境施策や環境活動を、総合的かつ計画的に推進するための、環境の保全や創造に関する計画です。

豊川市環境基本条例に掲げられている基本理念と基本方針を以下に示します。

【基本理念】

- (1) 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。
- (2) 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、生態系の均衡及び生物の多様性の確保に配慮し、自然と人が共生していくことを目的として行わなければならない。
- (3) 環境の保全及び創造は、環境資源及び環境の価値が有限であることを認識して、資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用により、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。
- (4) 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることを認識して、すべての事業活動や日常生活において地球環境保全に資するよう行わなければならない。

【基本方針】

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう公害を防止し、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生き物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るため、水資源及び森林資源を保全するとともに、森林、樹林地、水辺地、河川、農地等を適正に維持管理し、人と自然との豊かなふれあいが確保されること。
- (3) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用をするとともに廃棄物の発生を抑制し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (4) 歴史的又は文化的な環境の保全、良好な景観の形成、身近な自然空間及び人にやさしい都市施設の整備を推進し、快適で良好な環境を創造すること。

3 目指す将来像

豊川市環境基本条例の基本理念に基づき、次世代に向けた本市の目指す将来像を以下のとおり設定します。

環境行動都市 とよかわ

～一人ひとりが環境にも人にも優しくできるまちを目指して～

環境行動都市 とよかわ

近年のごみ問題や地球環境問題は、これまでの事業者のみが原因者となるのではなく、市民一人ひとりが原因者となりうる問題です。私たちの暮らす豊川市の良好な環境は、市・市民・事業者がそれぞれの役割分担の下に、考え・行動することで、守られ・創られていく必要があります。

一人ひとりが環境にも人にも優しくできるまちを目指して

将来像のサブタイトルの検討にあたり、令和元（2019）年9月に、市内小学校5年生の児童に対して、「2030年頃に豊川市がどのようなまちになっていると良いか」というアンケート調査を実施しました。

その中で、「きれいな水と空気」「気持ち良く暮らせる／快適に暮らせる」「住み続けたい」「一人ひとりが行動する」「みんなでつくる」「環境にも人にも優しい行動をする」といったキーワードが挙げられました。

次代を担う子どもたちのこうした意見を十分に踏まえ、「環境行動都市 とよかわ」を具体化する、あるいは、どういったまちを目指すべきかを分かりやすくする視点から、「一人ひとりが環境にも人にも優しくできるまちを目指して」をサブタイトルとしました。

私たちは、回答してくれた子どもたちが成人するまでの10年間、一人ひとりが環境にも人にも優しくできるまちとなれるよう、環境行動を率先して実施し、きれいな水や空気、快適な暮らしを守り、創造していきます。

4 環境目標と環境指標

環境目標 1 低炭素型の暮らしを実践するまち

地球温暖化は、平均的な気温の上昇のみならず、記録的な猛暑や大雨といった異常気象の頻発にもつながり、自然生態系や生活環境、農業等への影響も懸念されています。こうした中、地球温暖化に係る新たな国際的枠組みである「パリ協定」の採択を受けて、日本では、「地球温暖化対策計画」の閣議決定、「気候変動適応法」の公布及び「気候変動適応計画」の閣議決定など、地球温暖化対策は新たなステージへと進んでいます。本市では、前計画において、地球にやさしいまちをつくるとして、低炭素社会の実現に向けた取組を実施してきました。低炭素社会の実現に向けて、市民一人ひとり、個々の事業者が、日常的に低炭素型の暮らしや事業活動を意識して実践し、まちや社会のあり方の変革を促していくことを目指します。

環境指標	過去値 (2013年度)	現状値 (2017年度)	目標値 (2029年度)
市域からの温室効果ガス排出量	1,516,861t-CO ₂ (2012年度)	1,617,475t-CO ₂ (2016年度)	1,302,384t-CO ₂
太陽光発電システム設置基数	3,638基	6,500基	12,500基
「公共交通機関の利便性」市民満足度 [※]	43.4%	39.3% (2019年度)	50.0%
公用車における低公害車の割合	62.7%	75.0%	100%
気候変動の影響への適応策の認知度	-	45.8% (2018年度)	60.0%

※市民満足度は、市民意識調査の各項目に関する満足度の問いについて、「満足」「まあ満足」と答えた人の割合

環境目標 2 豊かな自然と共存するまち

本市は、本宮山や宮路山、豊川や佐奈川、三河湾など、山、川、海といった豊かな自然環境に恵まれています。こうした豊かな自然環境は、健全な水循環や多くの動植物の生息・生育の場となっているだけでなく、スポーツやレクリエーションの場など、市民の暮らしに潤いをもたらしています。こうした恵み豊かな自然環境を将来の世代に継承していくためにも、自然と共存することができるまちの実現を目指します。

環境指標	過去値 (2013年度)	現状値 (2017年度)	目標値 (2029年度)
森林面積	5,856ha (2012年度)	5,789ha (2014年度)	5,789ha
河川の水生物	豊川：水質階級 [※] I 佐奈川：水質階級II 音羽川：水質階級I	豊川：水質階級I 佐奈川：水質階級II 音羽川：水質階級I	豊川：水質階級I 佐奈川：水質階級II以上 音羽川：水質階級I
民有農地面積	3,794ha (2012年度)	3,702ha	3,702ha
「身近な自然環境調査」市民参加者数	675名(累計)	1,415名(累計)	4,000名(累計)
「緑・自然の豊かさ」市民満足度 [※]	80.1%	79.9% (2019年度)	82.0%

※市民満足度は、市民意識調査の各項目に関する満足度の問いについて、「満足」「まあ満足」と答えた人の割合

※水質階級は、水質の程度を表す生物（指標生物）を用いて、その水域の水のきれいさをⅠ～Ⅳの4つの階級に分類したもの（詳細は22頁を参照）

環境目標 3 資源を大切にすまち

私たちの暮らしから生じる環境負荷は、地域の環境のみならず、地球環境にも大きな影響を及ぼしています。近年、海洋プラスチックごみ問題が大きな話題になっているように、ごみ問題も地球環境に大きな影響を与えうる、暮らしに身近な問題の一つです。本市では、Reduce（リデュース・減らす）、Reuse（リユース・再利用）、Recycle（リサイクル・再生利用）の3Rに、Refuse（リフューズ・断る）を加えた4Rとして、資源の循環を維持し、資源を大切にすまちの実現を目指します。また、本市にとって水は貴重な資源と改めて認識し、水資源を大切にすまちの実現を目指します。

環境指標	過去値 (2013年度)	現状値 (2017年度)	目標値 (2029年度)
「水道水の安全・安定供給」市民満足度*	83.7%	84.7% (2019年度)	85.0%
市民1人1日当たりごみ排出量* (家庭系一般廃棄物+事業系一般廃棄物)	1,056g	1,012g (2019年度)	870g
資源化率	27.5% (2014年度)	26.7% (2019年度)	26%以上 (現状維持)
「ごみ処理対策」市民満足度*	75.5%	75.1% (2019年度)	80.0%

※市民満足度は、市民意識調査の各項目に関する満足度の問いについて、「満足」「まあ満足」と答えた人の割合
 ※ごみ排出量には、資源として排出されるものを含まず。従って、ごみと資源を分別しても、ごみ排出量は減りません。

環境目標 4 安全で快適な生活環境のあるまち

気候変動対策や生物多様性の保全、廃棄物対策など、環境政策の幅はとても広いものの、その根幹にあるのは公害対策であり、市民一人ひとりの健康で安全な暮らしを守ることにあります。私たちの暮らしの基盤となっている空、水、土を健全な状態で守り、私たちの健康な暮らしを保つとともに、快適でゆとりのある生活空間や豊川らしさが感じられるまち並み、景観を創出するなど、安全で快適な生活環境のあるまちを目指します。

環境指標	過去値 (2013年度)	現状値 (2017年度)	目標値 (2029年度)
環境基準（大気、騒音）	光化学オキシダント：未達成 環境騒音：達成 新幹線騒音：未達成 自動車騒音：未達成	光化学オキシダント：未達成 環境騒音：達成 新幹線騒音：達成 自動車騒音：未達成	全て達成
佐奈川（前川橋）、音羽川（南田橋）の水質 (BOD75%値)	佐奈川：4.2mg/l 音羽川：1.0mg/l	佐奈川：2.8mg/l 音羽川：0.9mg/l	佐奈川：2.5mg/l 音羽川：0.9mg/l
生活排水処理率	88.3%	92.7% (2018年度)	97.0%以上
「公園の状況」市民満足度*	56.3%	58.1% (2019年度)	65.0%
「河川の状況」市民満足度*	48.4%	50.4% (2019年度)	60.0%
アダプトプログラム登録団体	102 団体	144 団体	210 団体
「豊川市清掃の日」参加者数*	55,659 名	55,801 名	60,000 名
街区公園箇所数	85 箇所	88 箇所	90 箇所

※市民満足度は、市民意識調査の各項目に関する満足度の問いについて、「満足」「まあ満足」と答えた人の割合
 ※「豊川市清掃の日」は、「豊川市ポイ捨て及びふんの放置の防止に関する条例」に基づき、毎年春と秋の年2回、市内一斉清掃活動を行っています。

環境目標 5 みんなで環境保全に取り組むまち

低炭素、自然共生、資源循環、安全快適な、持続可能な社会を実現していくためには、市民一人ひとりと、個々の事業者が、こうした環境問題を自分のこととして捉え、意識を高く持ち、暮らしや事業活動の中で環境にやさしい行動を実践していく必要があります。また、長期的な視点に立ち、次代を担う子どもたちへの環境教育・環境学習を通じて、環境にやさしい行動について世代を超えて継続していく必要があります。このように、将来世代も含めたみんなで持続可能な社会の実現に向けて環境保全に取り組めるまちを目指します。

環境指標	過去値 (2013年度)	現状値 (2017年度)	目標値 (2029年度)
環境講座の年間参加者数	1,380名	1,845名	2,000名
市ホームページ環境部局アクセス数(環境課・清掃事業課)	5,275件/年	7,878件/年	10,000件/年
パートナーシップ登録件数 (重点施策1「とよかわ環境パートナーシッププロジェクト」の関連指標)	-	-	20団体・企業

<水質階級について>

水質階級	川の水の汚れ	示す環境
水質階級Ⅰ	きれいな水	上流域の渓流環境
水質階級Ⅱ	ややきれいな水	栄養塩の流入がある中流域の環境
水質階級Ⅲ	きたない水	河口域の汽水域、または周辺に豊かな自然が残る田園環境、川の水位変動により本流とつながったり、取り残されて溜まり水(池)になる環境
水質階級Ⅳ	とてもきたない水	大変汚れた水

資料：環境省「全国水生生物調査のページ」

5 施策の体系

目指す将来像の実現に向けて、5つの環境目標に基づく本計画の施策の体系を以下に示します。

将来像	環境目標	取組方針	取組
環境行動都市とよかわ 一人ひとりが環境にも人にも優しく できるまちを目指して	1 低炭素型の暮らしを实践するまち	①省エネルギー型ライフスタイル、事業活動を实践する	(1)省エネルギー型ライフスタイル、事業活動の推進 (2)環境に配慮した移動手段・方法の推進
		②再生可能エネルギーの導入を推進する	(3)市民・事業者による再生可能エネルギー導入の促進 (4)公共施設における率先的な再生可能エネルギーの導入
		③低炭素型まちづくりを進める	(5)緑化等による都市環境の改善 (6)都市交通システムの改善
		④気候変動の影響への適応に取り組む	(7)気候変動の影響の把握 (8)気候変動の影響への適応策の推進
	2 豊かな自然と共存するまち	⑤自然環境を保全する	(9)森林の保全・整備 (10)河川・海岸の保全 (11)農地の保全・活用 (12)水循環の保全
		⑥生物多様性を保全する	(13)多様な動植物の生息・生育環境の保全
		⑦自然とのふれあいの場・機会を創出する	(14)自然とふれあえる場の整備 (15)自然とふれあえる機会の創出
	3 資源を大切に にするまち	⑧貴重な水資源を大切に する	(16)水の有効利用の促進
		⑨4Rを推進する	(17)リフューズ(断る)・リデュース(減らす)の推進 (18)リユース(再使用)の推進 (19)リサイクル(再生利用)の推進
		⑩適正なごみ処理を推進する	(20)適正なごみ処理の推進 (21)ごみ処理体制の充実
	4 安全で快適な生活環境のあるまち	⑪空・水・土を守り、健康な暮らしを保つ	(22)大気汚染の防止 (23)水質汚濁の防止 (24)騒音・振動・悪臭等の公害対策の推進
		⑫快適でゆとりある生活空間をつくる	(25)ゆとりある生活空間の整備 (26)公園・緑地の整備
		⑬豊川らしい美しいまちをつくる	(27)歴史資源の保存と活用 (28)巨木・名木の保全 (29)良好な景観の形成
	5 みんなで環境保全に取り組むまち	⑭環境にやさしい行動を实践できる人を育てる	(30)環境教育・環境学習の推進
		⑮環境情報の収集と適切な提供に取り組む	(31)環境情報の収集と提供 (32)環境調査の継続と調査結果の活用
		⑯多様な連携・協働を進める	(33)環境を保全する活動の支援